

産業建設常任委員会記録

令和元年 9 月 9 日

【開催日】 令和元年9月9日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前9時～午後1時37分

【出席委員】

委員長	中村博行	副委員長	岡山明
委員	河崎平男	委員	恒松恵子
委員	中岡英二	委員	藤岡修美
委員	森山喜久		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

副市長	古川博三	建設部長	森一哉
経済部長	河口修司	経済部次長兼農 林水産課長	深井篤
建設部次長兼土 木課長	森弘健二	都市計画課長	河田誠
都市計画課技監	高橋雅彦	都市計画課主査 兼計画係長	大和毅司
都市計画課都市 整備係長	藤本英樹	都市計画課管理 緑地係長	森山まゆみ

【参考人】

参考人	高橋功	参考人	西野敏之
参考人	西野伸幸		

【事務局出席者】

局長	沼口宏	書記	光永直樹
----	-----	----	------

【審査事項】

- 1 議案第57号 平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について（都市）
- 2 議案第61号 平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について（農林）
- 3 議案第77号 山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定について（農林）
- 4 請願第2号 横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書

午前9時 開会

中村博行委員長 おはようございます。それでは産業建設常任委員会を開催いたします。執行部の皆さんには金曜日を予定してもらったと思いますが、3件ほど金曜日積み残しまして今日はそこから入ろうと思っておりますので、よろしく願いいたします。議案第57号平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。

河田都市計画課長 都市計画課の河田です。それでは、平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計について説明いたします。決算書の18ページ、19ページを御覧ください。平成30年度山陽小野田市駐車場事業特別会計の決算における歳入合計は決算書19ページのとおり、2,474万9,695円です。決算書の20ページ、21ページを御覧ください。歳出合計は決算書21ページのとおり、1,547万6円となっております。歳入歳出の差し引き残額は927万9,689円です。それでは、歳入の内訳について説明いたします。決算書の314ページ、315ページを御覧ください。1款使用料及び手数料1項使用料1目駐車場使用料1節駐車場使用料は、2,134万8,710円で、そのうち駐車に掛かる使用料は、通常使用料分1,924万8,190円、定期駐車券分176万円、プリペイドカード分33万6,000円の合計2,134万4,190円です。2款繰越金1項繰越金1目繰越金1節繰越金は、平

成29年度からの繰越金335万5,161円です。3款諸収入1項雑入1目雑入1節雑入は、自動販売機の電気代4万5,824円です。次に、歳出の内訳について説明いたします。決算書の316ページ、317ページを御覧ください。1款駐車場事業費1項駐車場管理費1目一般管理費11節需用費144万9,200円は、駐車場内設備の電気料など光熱水費48万292円、駐車枠線や街灯などの修繕料69万660円などです。13節委託料116万4,202円は、トイレや駐車場内の清掃委託料30万6,682円、草刈等委託料19万9,800円、更新前の自動発券機、精算機等の維持管理委託料65万7,720円などです。14節使用料及び賃借料231万914円は11月から稼働している自動発券機、精算機等の機械器具借上料226万8,000円などです。15節工事請負費492万2,640円は、厚狭駅側の出口新設に伴う改良工事費です。27節公課費89万7,300円は消費税及び地方消費税です。2款公債費1項公債費457万1,890円は公営企業金融公庫への償還金です。それでは提出しております資料の御説明をいたします。それでは「厚狭駅南口駐車場の利用状況と償還金について」を説明いたします。使用台数及び稼働率についてですが、平成30年度の駐車場利用台数は5万1,263台で、1日当たりの駐車場利用台数は140台となります。なお、現在の駐車枠数190台に対する稼働率は約74%となっています。これは駐車台数が190台を越えた場合の未舗装部分への駐車台数を含むものであり、満車規制250台に対する稼働率は約56%になります。なお、未舗装部分については令和2年度に舗装や駐車枠設置等の工事を実施したいと考えております。駐車料金については、歳入で説明した通常使用料分、定期駐車券分、プリペイドカード分の金額です。償還金については、平成30年度457万1,890円で完了となり、年度末残高はゼロとなっております。説明は以上です。御審査のほどよろしくお願いいたします。

中村博行委員長 それでは説明は終わりましたので質疑を求めます。

河崎平男委員課長 歳入で2,474万9,695円。使用料は伸びておりますが、主な要因は何ですか。

河田都市計画課長 平成28年度に使用料を改定して約半額の金額にしております。その辺が周知されたことにより、使用、利用台数がかなり増えたということが原因だと思っております。それから定期駐車券分につきましても、以前は20台弱でしたが今40台以上、定期駐車券を利用される方がおられますので、その辺りも増えた理由であると考えております。

恒松恵子委員 利用料でございますが、最近の駐車場は1日500円で日をまたいでも24時間以内では料金が上がらないということで、大変市民の皆様助かっておると思うんですが、利用料収入が伸びないときに駐車料金を元に戻すとかいう予定はなしで、ずっとこのままの金額で利用しても収支は落ちつく状況でしょうか。

河田都市計画課長 先ほど申し上げた平成28年度以降、少しずつ増えまして、平成29年度30年度とかなり利用料の収入が増えております。現在250台の満車規制を掛けておりますので、それ以上に利用料収入がどんどん上がっていくということはないと思いますが、現在の状況で推移をしていくのではないかとこのふうには考えております。先ほど申し上げたとおり、現在の繰越金と今年度も予備費を組んでおりますが、それらが来年度に繰り越しになれば、来年度、未舗装部分のフェンスとか駐車場の舗装、駐車枠線の設置等、実施したいと考えております。これにつきましては、現在の試算ですけど約2,000万円程度掛かるのではないかと考えておりますので、今年度、来年度の収入の増につきましてはそれらの工事費に充てていきたいと。令和3年度以降、そちらのほうで収入等の推移の状況見ながら、また料金とかについては検討していきたいというふうには考えております。

中村博行委員長 これだけプラスが出てくる様相があるとすれば駐車料金の見

直しということも、いろいろ前から言われておったんですけど未舗装部分の整備等々が終われば、もう3年後くらいから検討されるということですね。

岡山明副委員長 お話の中で未舗装部分とか、今満車で250台。そういう状況で56%の稼働率というお話をされた状況なんですけど、今現在の未舗装の割合は何%くらいあります。

河田都市計画課長 未舗装部分に止めてある台数の割合は分かりませんが、実際、80台程度止められるというふうに考えております。実際に舗装整備をしたときにも80台程度の駐車枠を設置するというふうな考え方で、設計をしていく予定ではあります。

岡山明副委員長 そうすると、稼働率は56%という状況になれば、その80台分は未舗装部分まではまだ駐車場として使っていないというのが現状ですか。

河田都市計画課長 駐車枠線があるのが190台、それから、未舗装部分に80台程度止められるんじゃないかと考えておりますので、合計しますと270台と。しかし定期駐車券を使われている方が40人ほどおられますので、その方たちに迷惑が掛からないようにということで20台程度少なくした250台で満車というような規制を掛けております。実際に250台の満車になりますのが月に何日かある場合もあると思いますけど、実際には、未舗装部分に毎日ずっと車が止まっておる状況ではありません。土日等、車が増えるときには未舗装部分にもかなり止まっておると。そういうことで全体250台に対しては56%程度の今の率になっておるといことになります。今後も未舗装部分に駐車できるように整備した後で一応270台ということではありますが、定期駐車券の状況を見ながら満車規制は250台でしていきたいと思っております。

中村博行委員長 実際、ある程度余裕がないと新幹線は来るが駐車場はないというんで、そういう状況というのは見られたと思うんですよね。その辺りは含んでおられるということで理解をしようと思います。

藤岡修美委員 一般管理費の委託料が気になるんですけど、不用額が29万円ということで当初予算から考えると2割。他節へ流用をしたものを含めると5割ぐらいになるんですよ。これは何か理由があるんですか。

河田都市計画課長 委託料につきましては、通常の清掃委託料とか草刈委託料というのは、例年、ある程度同様の金額ということになります。以前にも御説明差し上げたことがあって、一定の管理の業務委託料というのを組んでおります。実際それは緊急時メンテナンス、それから維持管理を受けている業者のほうトラブルの発生の際に、実際の業務に当たるという形ですけど、これが1回4、5万円程度ということで年間に十数回、一応委託料として組んでおるんですけど、実際実務としてなかったという部分もありますのでそういう部分が減っておると、決算には出てきていない数字であるという形になっております。

中村博行委員長 プリカで1,000円の分が減っていますよね。これは3,000円とか5,000円が増えているほうに移行したと考えですか。

河田都市計画課長 プリペイドカードにつきましては、どうしても少し、金額の大きいほうが割合としてサービスの金額が大きくなりますので、1,000円より3,000円、5,000円というような形で買われる方が増えてまいります。

森山喜久委員 支出の分での13の委託料になるんですけど、先ほど説明があったと思うんですけど、管理委託料のところ今回65万7,720円、昨年が112万7,520円だったんですけど、先ほど確か更新前という表現があったんで、10月、11月のところで機械が入れ替わ

ったということの認識でよろしいでしょうか。

河田都市計画課長 こちらの管理委託料につきましては、更新前の機器に対する管理委託料ということで組んでおりましたので、機器が11月から更新されましたので、そちらのほうにつきましては機械器具借上料のほうに後半は計上させていただいております。

森山喜久委員 その中で先ほど昨年の実績は管理委託料で112万何がしかあったというところが、今年度、機械器具の借上料で226万8,000円という形の部分で、ぱっと見はちょっと増えているなというふうな形の方で思っているんですけど、これは先ほど言われた緊急対応の関係とかそういったところの委託料とかも含めてということなんでしょうか。

河田都市計画課長 機械器具借上料につきましては、新しく機器を更新しております。その際に厚狭駅につきましては、出口を今回新しく新設しております。その分で精算機をプラス一つ増やしております。そういう関係で全体の機械借上料というのは、割合は前回よりは大きくなっております。

中村博行委員長 やはり、状況見られて出口が新しくできたというのは利用者が多いというふうな認識でいいですか。

河田都市計画課長 昨年度、新規に機械の新設をするということで、その際に要望のありました出口の新設とかそれにつきましては、今まで片側しか出られなかったものですから、トラブルがあったときにも車が出られない状況とか、そういうことも出てきますので2か所の出口が必要だと。これは議員さんのほうからそういう要望もありましたので、前回の昨年度の新設の時出口を2か所、それから入り口も2か所ということで、トラブルがあっても対応できますし、また厚狭駅も利用される方というのは、そちらが出られるほうが便利であるという方も多くいますので、そ

ういう形でリース金額は、高くなりますが新設をさせていただきました。

岡山明副委員長 私もその分の話をしようと思ったんですけども、利用者が大体1割ぐらい増えたという形で、その出口側のほうの影響を受けて利用頻度が増えたという、その辺は数的には出せますか。

河田都市計画課長 大変申し訳ありませんが、出口を新設したから増えたという形ではないと思います。利用料金が安くなったのがだんだん周知され、それから非常に厚狭駅に近いということで便利だということを皆さんが、大分認識されて、利用者が増えてきておるといふうに感じております。

河崎平男委員 償還金について平成30年度で完了になりますが、今後はどのような事業の方向性をとられるのかお聞かせください。

河田都市計画課長 令和2年に未舗装部分の駐車場の整備、それから、周りのフェンスの改修等を約2,000万円程度の金額で行っていきたいと考えております。その後は先ほど言いましたように、料金の改定とかにつきましては収入の額を見ながら検討はしていきたいと思います。ということでもまだ引き続き市のほうの駐車場として管理していくことで今は考えております。

中岡英二委員 未舗装部分のところの舗装はいつ頃やられる予定ですか。（「令和2年と言っていた。」と呼ぶ者あり）多分、利用者にはその期間かなり迷惑が掛かると思うんですよ。その辺のことは考えておられますか。

河田都市計画課長 来年度の予算を見て発注するんですけど、実際に例えば夏休みとか、それについてはかなり利用者が多いというふう考えられますので、年末までにという形を考えていくのが一番いいんじゃないかと思います。実際には未舗装部分については、通常、土日以外は余り止めておりませんのでそれも考えながら整備をしていきたいと思っております。

中村博行委員長 今後ね。それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり) 討論はありませんので、採決に移ります。それでは議案第57号平成30年度山陽小野田駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

中村博行委員長 全員賛成でございます。したがって、議案第57号は認定すべきものと決しました。お疲れ様でした。ここで5分ほど休憩いたします。23分に再開をします。

午前9時21分 休憩

午前9時26分 再開

中村博行委員長 それでは休憩を閉じまして委員会を続けます。次の議案第61号平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 おはようございます。農林水産課の深井でございます。よろしくお願いいたします。決算書の388、389ページをお開きください。山陽小野田市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算事業の事項別明細書の歳入の部でございます。歳入総額は、平成30年度は、994万248円で平成29年度と比較いたしまして、89万1,746円減額となっております。この主な理由といたしましては、1款使用料及び手数料の減でございます。使用料及び手数料は、平成29年度におきましては207万8,691円ございましたけれども、平成30年度は123万4,799円とおよそ84万3,000円。減額とな

っております。この使用料につきましては、内訳は、行政財産使用料、これが9万5230円。それと附属営業店舗の使用料、これが103万6,800円。三つ目といたしまして、中央青果の使用料、これが10万2,769円となっております。次の390ページ、391ページ、歳出でございます。歳出は、総額が、978万9,774円となっております。平成29年度と比較いたしまして、89万2,049円減額となっております。この減額の主な理由といたしましては、1款1項1目11節需用費の減でございます。需要費の中で最も減額の多いものは修繕料でございます。修繕料は、29年度は屋根の補修をいたしましたけれども、30年度は大きいものがございませんでしたので修繕料は29年度と比較いたしまして、85万7,000円の減額となっております。次に光熱水費が29年度と比較いたしまして、約31万8,000円減額となっておりますので、需用費の減が最も大きい要因となっております。12節13節につきましては、多少金額の違いはありますが、大きな差はございません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

中村博行委員長 説明が終わりました。市場については今月も委員会の中で報告を受けて、逐次、委員会を開催しておりますが、今日はそういう意味では決算の内容について主にやっていこうと思います。それ以外で質疑すべきものについてはきちんと審査をしていきたいというふうに考えております。それでは質疑を求めます。

河崎平男委員 本来ならば、市場の歳入をもって運営するものであると思いますし、繰入金を充当しておりますが何に充当されたんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 まず歳出のほうで先ほど御説明いたしましたように978万9,774円でございます。これは全額、歳出の1款1項1目市場管理費の合計でございます。歳入につきましては、議員がおっしゃいますように、使用料及び手数料で賄うべきと思いますが、使用料の収入が100万円程度にしかないというところで、その差額で

ございます金額を一般会計からの繰越しで繰り入れせざるをえないというところでございます。

河崎平男委員 繰入金については、一般管理費に充当したということですね。

中村博行委員長 以前からこれについては運営ではなくて管理維持費というふうな答弁があったんですが、それでよろしいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この一般管理費につきましては市場の建物そのものの管理費でございますので、それで充当しているということでございます。

中村博行委員長 運営費とは関係ないということやね。

河崎平男委員 ちょっとお尋ねしますが、市場運営において取扱高のデッドラインっていうか、いくらまでを考えておられるんですか。

中村博行委員長 要するにマイナスになっても市が運営していくかっていう意味で、その最低ラインぐらいを設けておられるのかっていう意味だろうと思います。今のところ考えてないということやろ。

深井経済部次長兼農林水産課長 デッドラインにつきましては先ほど言いましたようにこの一般管理費っていうのは建物の維持管理が主なものでございますので、歳入のほうで使用料が多いにこしたことはないんですが、あくまでも市場の建物が老朽化してくれば、それだけ修繕料等も増えていくというところで、デッドラインというのは、こちらのほうでは今考えてはおりません。

中村博行委員長 この施設について、かなり老朽化していると思うんですけど、耐震診断とか更新とかいうお考えについては何か検討されていますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 耐震診断につきましては、この市場の開設が昭和58年ということで2年前の56年の基準に適合した形になっておりますので、ですから耐震診断は受けていないというふうに記憶はしております。

恒松恵子委員 小さいことで済みません。光熱水費とか例えば電力とかガスとか電気の契約変更とかはされていらっしゃるんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 光熱水費の契約変更はしてはおりません。

中岡英二委員 市場使用料が123万4,000円とありますがその内訳で店舗が103万幾らって言われましたが、今ある利用店舗数と空き店舗数教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 附属営業店舗の空きにつきましては、今現在はありません。平成30年度につきましては1店舗分ほど空いておりましたので、その分、減額が生じたということでございます。

中岡英二委員 何店舗入れますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 5店舗です。

森山喜久委員 今、利用店舗の関係も5店舗というふうな話を言われたんですけど、今年の附属営業店舗の使用料103万円というふうな形になるんですけど、これは、昨年、途中から空きがあったということでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 附属営業店舗につきましては、小野田青果売が平成29年度まで使っておりました。小野田青果販売が条例に抵触す

るのではないかという御指摘がございまして、平成29年度中に小野田青果販売の業務を停止をしたところでございます。そこで、小野田青果販売の1店舗分については使用料の徴収を止めておりまして、1店舗分空いていたということでございます。ただ、森山議員から一般質問の中で御指摘がございましたけれども、小野田青果販売のものがまだ置いてあったというところで、それはもう既に撤去している。そして今現在は違う方が入っているということでございます。

森山喜久委員　ですから先般の一般質問でも出た部分で、要は占有していた期間は払わなきゃいけないんじゃないかというところで、抵触するかもしれないという形の部分で店舗を使わなかったというふうな形になったとしても、荷物等をずっと置かれていたというふうに思うんですよね。荷物等をずっと置かれているならば、その使用料としてきちんとお金のほうは、使用料としてもらわなきゃいけないというふうに思うんですがそれはどうでしょうか。

平農林水産課農林係長　農林水産課の平です。よろしくお願いいいたします。御指摘があった件ですけれども、中のほうに荷物といいますか、商品を置く台が置いてあったんですけれども、例えばそこに申込みがあってその台があるから使えないとこちらが断ったようなことであれば、徴収もしないといけないのかなと思うんですが、申込みがあった時点でその台をそのまま使われますかというところで、使わないと言われればこちらはのけますし、使うと言われればそのまま使っていただくと思ってそのまま置いていたという形でございますので、現在のところは遡って徴収するというようなことは考えておりません。

森山喜久委員　市全体の方針がそれでいいですか。例えば市営住宅とかで物を置いて行っても原状回復をしなくていいということでしょうか。荷物を置いて逃げていっても全然いいということでしょうか。現状回復をしなければいけないというふうな文言があるはずなんですけれど、それに対

してきちんとされないといけない。それをする立場は開設者であって市場長がやらなきゃいけないということの業務と思うんですよね。その部分の回答等、一応昨年何月まで頂いて何月から払っていないのかそこも併せて教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 お金の徴収のところですけども、私の記憶では平成29年の12月まで徴収をしておりました。それ以降徴収はしていませんでした。もう1点やはり現状回復をしないといけないという部分についてですが、確かにおっしゃるとおり契約を解除された後は荷物等、全て片付けて原状回復をしていただくというところが筋だと思いますので、そこについてはまた内部で協議をして、私がこの場でどうこう言えませんので協議をさせていただいて、また回答させていただければと思います。

森山喜久委員 今回の附属営業店舗の利用の部分で、ちなみに平成29年度の利用料金は幾らだったんでしょうか。徴収してない、月数の部分と比較したら金額は合わないんじゃないかと思うので、教えてもらえますか。

平農林水産課農林係長 月額で消費税込みで2万1,600円でございます。

森山喜久委員 2万1,600円は分かりますので、平成29年度の市場の使用料の収入がありますよね。その分の附属営業店舗の収入分は幾らだったのかということ。

平農林水産課農林係長 平成29年度の附属営業店舗の使用料を頂いた額の合計でよろしいですかね。合計が120万9,600円でございます。済みません。小野田青果販売の使用料を私先ほど12月分まで徴収をしていたと申しましたけれども、済みません、11月分まで徴収をしておりました。

中村博行委員長 荷物等々を置かれておって料金をもらわなかったということについては内部でという答弁でしたが。

森山喜久委員 検討のほうお願いしたいんですけど、ちょっと確認なんですけど、平成30年度の附属営業店舗の2万1,600円掛ける何部屋掛ける何月分かというのを教えてもらっていいですか。先ほどの120万と16万、17万円違うということがどういうことか分からない。

深井経済部次長兼農林水産課長 附属営業店舗を使用料につきましては、平成30年度と平成29年度との差額が、17万2,800円でございます。これを、2万1,600円で割りますと、8か月分ということになります。

森山喜久委員 分かりました。なら、その部分で残りの部分、これから原状回復分してない期間。今年度に入っても6月ぐらいまでは荷物も積んであったというふうな形の分で記憶をしておりますので、そちらのほうで検討をよろしくお願いしたいと思います。

岡山明副分科会長 平成30年度の実績報告書の部分です。その中の48ページに市場の分の事業債のほう会計が載っているんですけど、これの中で平成30年度の取扱実績という数字があるんですけど、前年比の比較をするとすごい数字的に低いと。やっぱりそういうふうに数量も金額も減っている。気象の関係もあるんでしょうけどこの落差はちょっと非常に大きいと思っているんですけど、その原因は何になりますか。

中村博行委員長 落ち込みの原因ね。これも委員会でやっているけどね。決算ということで決算だけね。

深井経済部次長兼農林水産課長 これにつきましては先日の委員会でも、お配りしました資料の中でありますように、売買参加者の減少というのがま

ず一つあるかと思えます。取扱高の減につきましては私は構造的な問題があるというふうに思っております。まず先ほど言いましたように売買参加者の減少ということで、物が売れないと。売れないとなると卸売業者も仕入れの量、額というのが当然減ってくるというところがあるのかなと思えます。だから、売買が参加者におかれましても、高齢化というところで多数の市場になかなか行くことができない。また自転車で来られる方も結構いらっしゃいますので、大量の荷を持って購入することもなかなか難しいというところで、先ほど今言いましたように購入量が減っていく。イコール仕入れの量も減っていくといったところで取扱量が減っていったというのが一つあるかと思えます。もう一つは一売買参加者との訴訟の関係によって、大きく落ち込んだという、この二つが原因ではないかなと思っております。

岡山明副委員長 先ほど、ほかの委員からやったんですが、デッドラインという表現をされたんですけど、今こういう売上げ自体が60万、70万円という数字が出たんですか、それは先ほどの質問の中に、運営する以上の形でデッドラインはどこなんだと何だという状況になると、その辺のラインまではまだ行ってないと。運営上、まだまだ運営に対しては大丈夫だと、そういう今の売上げに関しては、そういう線引きはできますか。

河口経済部長 今の御質問ですけれども、先ほどのデッドラインとちょっと意味がちょっと違っているのかなというふうに思っております。今のお話が、副委員長言われるのが基本的には、中央青果の話になろうというふうに思えます。先ほどの話は市場の運営についてのデッドラインでございますので、それが今これで大丈夫かということで中央青果もいろんなことを検討しております、立て直しとか含めて検討していますので、それがデッドラインとかということではお答えがちょっとできないので、申しわけありませんけど。ですから、今、御質問としては、デッドラインはその運営の市場を運営する建物とかのときに、繰出金を出して、それがもう青天井になるというようなことだと思うので、それは先ほど説

明したとおりであるというふうに思いますので、そういう回答でよろしくをお願いします。

森山喜久委員 岡山委員の質問につながる形なんですけど、減少した理由で売買参加者の減少と訴訟の件というふうな話があったんですけど、売買参加者たちの減少という形の分で取扱量も確かに減っているというふうに思っているんですけど、その一方で冷蔵庫がきちんと稼働しているのかどうか。市場の外と中とそれぞれ冷蔵庫はあると思います。この前出していただいた資料とかでも結局夏場の6、7、8月の取扱量が増えているというところにも関わらず、今、市場の競りのところに置いてある冷蔵庫、中型の冷蔵庫ですかね。あれは稼働してないというふうに認識しています。稼働してないという形であれば結局品物を持ってきても保管する場所がないということで、取扱いは結局減少してきているというふうな原因の一つにもなっているのではないかというふうに思っているんですが、その辺はどうでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 故障している冷蔵庫があるのは、委員おっしゃるとおりでございます。これについては以前も御説明したと思いますけれども、去年の10月ぐらいから稼働しておりませんので、業者に修理をお願いしたところでございますが、その修理代というのがかなりの高額でございましたので、それだけのお金を払えないというところで中古を探してほしいというお願いをしておりました。しかしながらなかなか中古も見つからないというところで現在に至っておるんですけども、市場の外に別の冷蔵庫がありますので、今現在はこの夏はそちらにある冷蔵庫で賄うことができました。ですので、故障した冷蔵庫を使わなくても何とかしのぐことができたというところでございます。

森山喜久委員 その答弁はどうなのかと思うんですけど、冷蔵庫がないから、逆に言えば取り扱いできなかつたんでしょ。だからそれが72%というふうな話になるんじゃないんですかと。そういったところも含めてあと

確認なんですけれど、昨年10月から稼働していないという形の部分で、かなりの高額だというふうな話があったんですけど冷蔵庫自体は設置するのは、中央青果なんですか。市なんですか、どちらでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 冷蔵庫の故障が取扱量の減につながっているというふうには私どもは考えておりません。冷蔵庫の設置につきましては、基本的には市が設置するものでございます。

中村博行委員長 売買参加者の件を言われていますけれども、出荷者数というのは、またそれも減っているんですか。以前数字をもらった感じはするけど。

深井経済部次長兼農林水産課長 出荷者につきましては、細かい数字を今持っていないんですけれども、以前に比べたら減ってはいるのかなというふうに感じておるところでございます。

森山喜久委員 再確認なんですけれど、冷蔵庫の設置は全て市ということで間違いないですかということと、後、今回の減少の分に関して言えば冷蔵庫の部分は全然関係ないという認識であるということによろしいでしょうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 冷蔵庫は市場にとって必要なものでございますので、市場にとって必要なものというものは、市が設置するものというふうに認識をしているところでございます。冷蔵庫の故障によって取扱高が減ったというような因果関係はないというふうに考えているところでございます。

中岡英二委員 昨年の10月から冷蔵庫が故障しているということなんですが、売れ残った商品とか必ず出ると思うんですよ。それは外の冷蔵庫だけで対応できているのか。それともほったらかしにしているのか。その辺確

認めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 10月以降というのは夏よりも当然気温が下がってまいりますので、ほったらかしというわけではないんですが、残った量が非常に少ないというところで、外にある冷蔵庫で十分対応ができたというところでございます。

中岡英二委員 冷蔵庫というのは必要不可欠だと思います。以前にもありましたけど傷んだものが出るとか、やはりそうした原因はやはり冷蔵庫できちんとした保管をしてないから出たと思います。どれぐらいの修繕費が掛かるか分かりませんが、私も、たまたまそういう会社に勤めていますから、冷蔵庫が何度上がって、これが十何度になったら、必ず業者に来ていただいて修繕をしております。だから商品を仕入れて入荷量が減った、売上げが減った原因はそういう商品の保管の仕方も考えていかないと買付人の人にも信用がないですよ。そういう保管の仕方だったら。その辺はできるだけ早く修繕していただいて、安心して買い付けの方が仕入れられるように。丸々完売できるとことはまずないですから、売れ残ったものはそういうとこできちんと管理していただきたいなと思います。

中村博行委員長 要望としては委員会のほうからいろいろ皆さんお持ちと思います。今日は決算審査だからね。ということですけども運営委員会もこれからしっかりやられると思いますけど、抜本的な出荷者、そして売買参加者等々もっと地産地消も含めてその辺から全部やっていかないといけないというのも、抜本的な問題が生じていると思うんですよ。その辺を考えられてJAとの連携等も含めて考えられてやってきていただきたいというふうには思います。

森山喜久委員 冷蔵庫の関係にこだわりますけど、市場にとって必要ということで市が設置というふうな答弁だったので確認なんですけれど、歳出で不用額出しますよね。88万3,000円。その形の分の不用額をもっ

て修繕ができなかったのか。後、冷蔵庫の設置をどれぐらい今検討されているのか教えてもらっていいでしょうか。

中村博行委員長 冷蔵庫の修理がどのぐらい掛かるのかということですね。不用額が80万円出ているので。その辺との兼ね合いがあるので分かりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 冷蔵庫の修繕につきましては、昨年度、中央青果が見積もりを取ったようでございます。この金額が500万円近かったというところでございますので、かなりの高額だったということで、なかなか冷蔵庫の修繕については着手が難しかったということがございます。先ほど冷蔵庫等、必要なものについては市が設置するというふうに答えましたけれども、今故障している冷蔵庫につきましては、中央青果がかつて設置したものだということでございます。訂正させていただきます。

中村博行委員長 本来、設置する冷蔵庫っていうのは市が設置すべきものだけどこれは中央青果が買っていたものだという理解でいいですね。

深井経済部次長兼農林水産課長 卸売業者のほうから、当然冷蔵庫の話は市のほうにあったわけでございますけども、その当時市に予算がありませんでした。来年度予算で冷蔵庫を設置しようという話がある中で来年までは待てないということで、中央青果がその冷蔵庫を設置したということで、それが今壊れているということでございます。

岡山明副委員長 先ほど実績の中にその他の加工品というのがあるんですけど、数量が3割ぐらい下がって金額的には80%という、独特の形の数量なったんですけど、これは例えば加工品の中で数量が7割減っているというが、金額的には2割しか減ってない状況があるんですけどどういことですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 この加工品の主なものは漬物でございます。

漬物の取扱量を7割程度減っておりますが、取り扱った漬物の単価が高かったというところで、金額については、それほどの落ち込みがないということでございます。

中村博行委員長 要するに金額そのもののパイが小さいわけやね。だから高いものがあれば逆転するということね。

岡山明副委員長 漬物ということですが、山陽小野田市の市場の部分から今金額的には、ブランドもののような形が出てはいるんですが、ねぎ三昧とかそういう形の費目というか、加工品で金額の高ブランド品があるかどうかという部分をお聞きたいんですけど。今後、進める上で加工品のブランド品になるようなものがあるかどうか。

深井経済部次長兼農林水産課長 卸売業者から市のほうに報告がありますのは、その他加工品という一くくりで、報告が上がってきます。その中身がどういふものなのか、具体的なものを報告はありませんので、ちょっと今委員の質問にお答えいたしかねます。

中村博行委員長 よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので、採決に移ります。それでは議案第61号平成30年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがいまして、議案第61号は認定すべきものと決しました。お疲れでした。それでは引き続きまして、議案第7

7号山陽小野田森林環境整備基金条例の制定について、説明を求めます。

深井経済部次長兼農林水産課長 それでは議案第77号山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定について御説明申し上げます。平成31年4月1日に森林経営管理法及び同法施行令、同法施行規則が施行されました。この法律は2015年12月に採択されましたパリ協定に関連するものでございまして、個人が経営する人工林の経営管理について、市町村が経営管理集積計画を定めて、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、市町村自ら、または民間事業者が森林管理の適正化を図り、林業の持続的な発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的としております。この法律に関連した森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によりまして、市町村に森林環境譲与税が交付され、それは財源といたしまして、森林経営管理に関する事業を行っていくこととなります。この条例は森林環境譲与税の受け皿としての基金を設置するためのものでございます。お手元に資料をお配りしていると思います。2枚目の上に森林経営管理制度の仕組みと書いてあるものを御覧いただきたいと思っております。これは先ほど申しましたことを図式化したものでございます。左側に森林所有者と市町村との間の矢印にありますように、市町村が人工林の森林所有者に対し森林経営を今後どうしようようにしたいと考えているのか、その意向調査を行います。その意向調査の結果を基に、経営管理集積計画を策定し、それにより、経営を誰かに委託したいという考えを持った所有者の方から、経営権を取得いたします。その後、経営管理実施権分配計画を策定いたしまして、森林経営に意欲のある業者等に経営を委託いたします。また、事業者が見つからない森林については、市町村が管理するというものでございます。資料の1枚目にあります森林環境譲与税、これは現在、東北震災復興目的といたしました、復興特別税として、一人年間1,000円が賦課されております。これが令和5年度で終了しますので令和6年度から、森林環境税として同額が付加されます。それまでは、森林経営管理法、関連事業の財源がありませんので、国は暫定的に交付税及び譲与税特別会計からの借入れ

で都道府県を經由いたしまして、市町村に森林環境譲与税が交付されます。金額の基準は右側の表にありますように私有林、人工林面積習林業就業者数、また人口で案分されるものでございます。具体的な金額といたしましては、令和3年度までは毎年390万円。令和4年度から令和6年度までは580万円。令和7年度以降は830万円が本市に交付されるという試算が出ております。これを基金に積み立てまして、そしてそれを財源として令和3年度までに森林経営管理計画策定の基礎となります、森林経営意向調査を実施するための準備をいたします。その後、令和4年度から森林所有者に経営に関する意向調査を行いまして、その後、管理計画を策定しこの計画に沿って森林経営管理に関する事業を実施してまいります。以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

中村博行委員長 説明は終わりましたので質疑を求めます。

河崎平男委員 この条例制定に当たって対象者は何件ぐらいですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、まず意向調査をいたしますがその前に、その意向調査の準備調査をいたします。その準備調査の中でこの森林経営管理計画に関する方が何人いらっしゃるのか、その方たちがどのぐらいの面積の人工林を持っていらっしゃるのか。そういったことを調べますので、今現在は対象者数が何人あるかというのはまだつかんでおりません。

河崎平男委員 内部で調査というかどのぐらいかは確認されてないんですか。一切分からないんですか。

深井経済部次長兼農林水産課長 対象者については今現在分かっておりません。

中村博行委員長 いずれも、林業に関係する人でしょうね。

森山喜久委員 改めて今回の基金条例を今上げる目的は。なぜ今回の9月議会の補正で上げたのかを教えてください。

深井経済部次長兼農林水産課長 当初は4月の新年度予算で上げるのがよかったのかなと思いますけれども、そのときにはまだ、施行令施行規則が施行されておりました。これが施行されたのが、平成31年の4月1日でございますので、施行された後で細かいことを把握いたしまして、今回の上程となったところでございます。12月議会になりますと今度は事業の実施に間に合いませんので、今回の議会で上程させていただきました。

河崎平男委員 今後の取組として啓発はどのようにされるんです。

古川副市長 この条例につきましては、先ほど次長が説明いたしましたように、平成31年4月1日に森林経営管理法並びに同法施行令等々が施行されたということに伴いまして、当初には明確な仕組みが示されていないということで、今回の9月議会の条例制定ということでございます。この基金を設けましたのは、先ほど説明いたしましたように、森林環境税等々で受け皿としてまず基金で受けまして、この基金を基に今後、御質問が出ました林業者の調査等々に当たり、また、今後は、この基金をベースにその対応策を図っていくというための基金でございます。後ほど、今回補正予算のほうでも、歳入と歳出でこの予算についても審査を煩わすことになろうと思いますが、その中で、今、河崎委員等々からも御質問がございました、森林に携わっている方の実態等々もこの基金をベースに調査して、今後の私有林を持っている方の対応をしていくというための基金でございます。

森山喜久委員 答弁ありがとうございます。森林環境税自体がいろいろ問題があるという形で国会の中でもさまざまな審議されていた。その中で問題点も指摘されてきていると思うんですけど、単刀直入に資料のほう

で、山陽小野田市森林環境整備基金条例の制定についてという形の資料をいただいているので、先ほど、今からうちの市のほうに入ってくるのは、令和3年度までは390万円で4年から6年は580万円。令和7年度以降830万円というふうな形の部分でお話をいただいたと思うんですが、実際森林環境税の創設で、結局納税者は結局市民全員に掛かっていくわけじゃないですか。年額で1,000円掛かるという形の分で、実際市民に幾ら課税されて、その分の内訳が私たちのほうに山陽小野田市のほうには、390万円とか580万円とか入ってくるのかそれを教えてもらっていいですか。

古川副市長 これは国税として、まず国のほうが吸い上げて、後、人口割、いろんな計数をもって県を通して、下りてくるというふうな流れの財源でございまして、一人当たり1,000円の徴収は先ほど申しましたように復興税が切れるからそれをもとに財源ということで徴収されるんですけど、その辺の係数については農林のほうでは詳しくしかねておるといふこととございまして、国のほうが吸い上げて県を通して市のほうに下りてくるという財源でございまして。

森山喜久委員 農林は分からなくても市税、住民税と合わせてという形なんで、実際、何千万円というのは、調べていただいたら分かるのかなっていうふうに思いますが、今すぐできなければそれはいいです。ただ譲与基準で市町村総額の9割に相当する額をとという形の部分で市町村はいくんでしょうけれど、その中で私有林の人口面積そして林業就業者数、そして人口で案分という形の部分で書かれているんですけど、これについては、市が持っている数字が上がっていかないと先ほど言った割当てが来ないと思うんですよね。山陽小野田市の私有林の人工林の面積と林業の従事者数、人口について教えてください。

山崎農林水産課技監 先ほどの資料にも書かれてある譲与基準のところでも市町村のところでも書かれていると思いますけども、総額の9割に対するもの

ということで、私有林の人工林面積とそれから森林の就業者数、人口ということで、山口県のほうで一括でその辺は考えられまして、総額の9割が市町村で残りの1割が県のほうに行くんですが、当面は最初だということで8割2割ということで聞いていますけども、その内訳については先ほど森山委員の言われましたとおり、補正後の私有林の人工林面積と林業対象者数人口ということで、山口県で全部出されております。この数字については、あくまでも試算なんですけども、今は山陽小野田市として人工林が1,125ヘクタール。林業就業者数が5人、人口6万2,671人で出しまして390万円。その後の580万、830万円というのは、割合で変わってくるという、これは試算なんで、あくまで大まかな試算ではありまして、林野庁からもある程度出ていますけども、あくまで試算ということでお考えいただけたらと思います。

森山喜久委員 今の時点資産というのは重々承知していますけども、やっぱり1,000ヘクタールとか多いという形の部分で、この間国会の中で指摘されたのは用途の分で間伐、人材育成とか担い手の確保、木材利用という形の部分があって本当に自分たちの周りに森林が多いところに対して配分されなきゃいけないはずのところ、人口案分が10分の3という形のもので占められているから、都市部のほうにかなり集中していくじゃないかと。そういった形の分の矛盾がある中で、限られた部分でやっていくっていう部分がどうなんかという話の部分があったという、それは問題点として指摘をされてきたっていうところは御承知いただきたいし、今後の部分で、県とか国のほうにそういった意見をさせていただきたいと思います。この基金条例のほうなんですけれど、何年以内に使わないといけないとか、返還義務があるとか、そういった部分があるのかどうか、この基金をどのように活用していくかっていうビジョンがあれば教えてもらえますか。

山崎農林水産課技監 今、森山委員の言われましたとおり、都市部と地方部だとかっていうところがあるかとは思いますが、私どものほうも

その辺で勉強をしておるところなんですけども、地方部については、林業育成だとか林業のほうに役立てるってということと都市部については前段のほうの話ではありますけども、対象となる森林はないけども人口が多いというところで、配分だとかっていうところがあるんですけれどもその辺については間伐の利用だとか利用促進ということで都市部はやる、地方部については林業経営とかのほうに話を持っていくというようなところがあります。今のうちのビジョンというような話がありましたけども、まだ先ほども言いましたけども試算という格好で出ていますけども、どういったような状況かというのが対象が私有林の人工林というものがあるということ。対象はどのぐらいになるかっていうところが分かりませんので、意向調査の前段階として準備作業を行うのを国のほうとしても、やって準備作業をして優先順位を付けてくださいということがありますので、何年か掛けてどういったような人工林があるか、ちゃんと経営ができているか、どのぐらいの人がやっているのか、荒れてないかというようなところも判断をいたしまして、その後に準備作業を終わったところで、山陽小野田市としての事業計画を立てていきたいということで考えております。基金については、積み立てていってその森林のものについてきちんと使いなさいよという国の指導になるかと思っておりますので、その部分については準備作業だとか山陽小野田市がどういったような状況になるかを判断いたしまして、その後に、経営計画なりを立案の上、作業というか個人さんから、市に委ねられるのかあるいは、適切な林業経営者に任すのかだといったことを行っていくようになりますので、その辺の判断をしていきたいと思っております。

森山喜久委員 現場ではなお再確認を返還義務っていう部分はないということでもよろしいのでしょうか。それと、あとこの基金の関係で森林環境税で入ってきたお金をそのまま積み立てられるということでもよろしいのでしょうか。

山崎農林水産課技監 この基金によって積み立てていくということはどういっ

たような内容かについても、基金に積み立ててはつきりするようになると思います。

中村博行委員長 基金は有効に使われるのが本来当たり前だから。

深井経済部次長兼農林水産課長 基金の返還ですけども、森林環境税等の法律を読みましても国のほうに返さなければいけないという条項は見当たりません。

中村博行委員長 基金はしっかり使えばいいということやね。

河崎平男委員 木材利用の促進に関する法律との関わりで今度はこういう基金ができれば公共施設に使ってくれというような法律との関係で有利になると理解してもいいですね。ここに設置の目的は書いてあるが有利になるということですよね。

山崎農林水産課技監 先ほども森山委員のほうからもお話がありましたけども、都市部と地方部っていうところで用途については先ほども言いましたけども、林業経営だとか間伐の促進だとかきちんとした林業経営というところと併せて河崎委員が言われましたとおり木材利用というようなことが、表題に上がっているんですけども、まずは適切な林業経営者を育てて的確に育てて、この山陽小野田市における森林がきちんと経営管理ができるものということでいくことを考えております。その後に木材利用というのが出てくるんですけども、木材利用ということがこの法律の中にも書かれているんですが、先ほども森山委員の言われましたとおり、木材利用については、主には国会の中でも話があったと思うんですが、都市部については森林がほとんどないと森林がほとんどなくて、人口が多いよと。割合については、人口に対する案分でいきますので、皆さんその辺は理解してくださいということなので、まず、都市部については、そういったパリ協定だとかっていう国際的に約束されたものを果たすた

めに木材利用を率先的にやってくださいというのが目的なので、山陽小野田市としては森林の面積が広いということもあるので、その辺については、まずは林業経営者を育てることが一番になるのかなと思います。

河崎平男委員 この上位法の中で木材利用の促進に関する法律というのがありまして報酬も作っているでしょ。どんどん公共施設の利用にしてくださいってことです。よろしくお願いします。

岡山明副委員長 意欲と能力のある林業経営者に経営を再委託してという状況なんですけどこれが組織になると、これはやはり市町村がそういう委託するような状況になると、組織としては第三セクターの扱いになりますか。

深井経済部次長兼農林水産課長 林業の経営をお願いする業者というのは完全な民間業者ということになります。民間業者に委託ができない場合は、法の中では直接市町村が管理するとなっておりますけれども、これについては、実際に市の職員が動くんじゃないかと、業者に委託をするということになります。

岡山明副委員長 今までは国のほうからのお金がなかったという状況で今回そういう基金として、市民住民から1,000円徴収する形でそれが、そういう経営者に入ってくる。そういう状況でなおかつそれが市に回ってくるという状況なんですから、市が委託するという状況で、お金の部分も入ってくる形になると、第三セクターという形になってくるんじゃないんですか。

山崎農林水産課技監 林業経営者については仕組みについては、まず市町村のほうに全体の全国のもの、8割、9割が入ってきまして、残り1割が、県が使うという格好になっておりまして、当初の始まりについては、8割で残り2割については県ということなんですけども、まずは森林経営

ができていのかどうかを確認して、その辺の意向調査を行うのは市が行いまして、そこからできないということになれば、適切な林業経営者について委託できるよと。できないものについては市が経営しなさいよというようなルールになっているんですけども、林業経営者については、県が山口県全体について、林業経営者だとか判断するとか、その辺についての適格者であるだとかっていうところについては、県のほうでその辺は判断して市のほうにおすすめてできる場所はどこなのかだとかっていうところを判断することに2割だとか1割だとかっていうお金を使っていきたいということになりまして、経営者だとか、個人だとか森林の林業経営者のほうにこのお金が直接行くだとかっていうことはないと思います。

河崎平男委員 森林整備基金については、何でも使えるということやね。一般会計への貸付けも全て何でも使えるということやね。

山崎農林水産課技監 用途については国のほうからこういったような今の経営計画だとか、間伐だとかっていうようなことがあるんで、その辺については何でもということではなくてルールはあると思います。その辺についての指導が何を使ったのかも判断するために分かりやすいように、基金に積み立てなさいよということになっていると思います。

河崎平男委員 基金に積み立てて後は市町村の市長の判断で、ほかのところにも、使える貸付けでもできるような形ですよ。

古川副市長 基金には目的基金と何でも使える財調とかああいうような基金がございます。財政調整基金は、一般財源化されていますので全てが使われますけど、この森林環境整備基金条例っていうのは目的基金でございます。第1条で設置の目的がございます。間伐、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進並びに普及啓発ってこういうような支出につきまして、この基金を取り崩して予算化するというところでございます。その

中で、河崎委員がおっしゃられましたこの第5条に繰り替え運用しているのがあるんですが、これは一般財源に急にお金があるときにこの基金から借りて、使ってすぐこの基金にまた戻すというような形での現金化するとき、一時借入金とか銀行から借りるよりこちらのほうが有利だということによってそういうような仕組みを持っていますけど基本的には、目的基金でございますので今申しましたような、第1条のことに使う時に歳出に予算化をして計上して使うということでございます。

中村博行委員長 基本的には、この関係しか使えないということやね。林業に目が向いてくるというふうな方向性と思います。今後は林業予算等々について、注視をしていかないといけないということになるかと思えます。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは質疑を打ち切ります。討論ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論ありませんので採決に移ります。議案第77号山陽小野田森林環境整備基金条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

中村博行委員長 全員賛成です。したがって議案第77号は可決すべきものと決しました。ここで一旦休憩して次は補正の説明まではいきたいと思えますので5分休憩で。40分から再開したいと思えますので暫時休憩に入ります。

午前10時35分 休憩

午後1時 開会

中村博行委員長 ただ今から、産業建設常任委員会を開催します。では請願第2号横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願を議題とい

たしまして審査を行います。本日は紹介議員として高松議員の出席を得ておりますし、また参考人の方として、高橋功さん、西野伸幸さん、西野敏之さん、3名の方の出席を得ております。それでは委員会を代表しまして参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中にも関わらず、本委員会に御出席を賜りましてありがとうございます。委員会を代表して、心から厚く御礼を申し上げますとともに本日は忌憚のない御意見をお述べくださるようお願いをいたします。それでは本日の議事について申し上げます。本請願についてまず紹介議員、次に参考人の方からの説明をいただき、その後、質疑に入る予定としております。なお、参考人におかれましては、委員長の許可を得てから発言くださいますようよろしくお願いいたします。発言の内容は問題の範囲を超えないように、また参考人は委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、併せて御了承ください。まず、請願の内容について紹介議員の高松議員に説明をお願いいたします。

高松秀樹議員 座ったままでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）本日は今回の請願書の審査に時間を取っていただき、誠にありがとうございます。私は紹介議員の高松でございます。請願の内容はお手元に資料としてあります通り、横土手農業振興地域内の農用地区域の除外に関する請願書ということで提出をさせていただきました。私も高千帆南部地区に住んでおるんですが、市民病院を境にして市民病院から市役所が望んだところ、非常に住宅地が増え、発展いたしておるところでございます。一方、反対側の有帆川方面を向くと農業地が広がり、非常に住宅地も少ないような雰囲気になっております。実は私は横土手で生まれまして、58年前ですけどそのときから様子が全く変わってないような状況だと思います。今日いらっしゃる参考人の方々は、私よりも、若干年が上なので、そのときからもしかしたら今のような状況が続いているのではないのかなというふうな気がしております。今回の請願書は、横土手に農地を持っていらっしゃる全員の切実な願いが込められた請願書となっております。このことについては皆さんがパワーポイント等で説明をされると思いま

すが、ぜひ委員会としてこの現状を考慮していただき、採択をしていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

中村博行委員長 ありがとうございます。次に参考人の方からの説明をお願いします。

西野伸幸参考人 私は横土手自治会長の西野伸幸と申します。今日はお忙しい中、御説明を聞いていただきまして本当にありがとうございます。それでは早速御説明に入りたいと思います。先ほど表題のほうは、既に紹介されましたので省きたいと思います。農業振興地域って私言葉も知らなかったんですけども、農振地っていう言葉は昔からあって、農振地を解いてくれという話がよくあったんですけど、今回調べてみましたら、国が定める農業振興地域整備基本指針に基づいて、都道府県知事が指定されるということで初めて知りました。農用地区域とは、その中で生産性の高い農地等で農業上の利用確保すべき土地として指定された土地ということなんです。私たちの土地が農用地区域になっているんですけど、実際に生産が高いと言われても実際に作っている人もほとんど現実いない状況で、収入も全く入ってない土地なんです。その辺は御説明させていただきたいと思います。農用地区域に指定された土地というのは農業用の用途、区分が決まっております、原則としてその土地を目的以外で使用できないということで、先ほどの高松さんが言われましたように、私どももそこに物心ついて、60年住んでおります。全く景色が変わっておりません。だけど、あそこは湾岸道路ができて、すごく便利な場所になっています。だからその辺りは後、御説明してまいりたいと思います。横土手ってどこかいなという人もおられる可能性があるので地図を持ってきました。ここが小野田駅です。ここ辺り市役所周辺の商業地区があって、有帆川を挟みまして市民病院があるんですけど、有帆川を挟んで反対側は湾岸道路通ってすぐサンパークです。商業施設があり、公共施設もあるということで非常に便利の場所です。それと国道の223号が横土手から公園通りまで通っているんですけど、それとちょうど

隣接した土地なんですね。ですから非常に便利になって、私、以前、イメージとしてあるのは、新生町、旭町でもまだ田んぼでした。今、湾岸道路ができてからも急速に家が建って、横土手以外で空いた土地がないような状況です。それを拡大してみた図がこちらなんです。両方の橋に挟まれたところが横土手でございます。住宅が土手沿いに約50軒、昔から50軒です。これ以上増やしようがないんですね。土手沿いに家が建っております、それから先が全部田んぼです。唯一、市民病院が若干の敷地を広げたので広がっておりますけども、60年前と全く変わらない状況でございます。それで今回の内容に入りますが、まず横土手の農地ってどのくらい広さがあるかなっていうイメージなんですけど、約2万坪あります。2万坪って皆さんイメージ湧かないと思いますが、高泊小学校に上の郷という団地がありますよね。あの団地が1万4,000坪で、約140軒くらい建っております。それよりもかなり広い土地がそこにあると思っていただければいいと思います。それから確かにあそこは裏を見られたら分かりますけど、全部田んぼですごくきれいです。今でも稲穂が垂れてすごくいい場所なんですけど、実際作っておられる方がほとんどないんです。無償で委託して私は覚えてないんですが、自分の家が止めたのは30年前です。ですから30年前にも全く収入のない土地があるわけです。今ここに書いてありますように、無償委託が70%で農地放棄地が15%、自作農が15%という状況。私どもは全部18人ぐらいの所有者がおられるんですけど全員に聞いて歩きました。そうしたら、農用地除外を皆さんが希望されているんです。なぜかというと、農用地区では税金を払っていますが、全く収入得られない負の財産なんです。自分たちが年を取って子供たちに相続させないといけないけど、全く負の遺産で相続ができないような状況になっているんですね。それともう一つは、やっぱり横土手は土地がなかったために子供たちが全部よそにも家建てたり、就職したりして、跡取りもここにいないんで、全く管理もちょっと難しいという、ここに3番目に書いてありますけど、今無償委託は、厚狭の方にやっていただいているんですけど、かなり無理を言ってやっています。なぜかという、厚狭地区でさえ余

っている土地があるのに何で小野田まで行ってやらなきゃいけないのかってというようなお話も聞いています。そんな状況でもし委託の農家さんに無理してお願いしてこれがもう止めますよってという事態になったら、この雑草の管理もできない。1軒当たりどのぐらい土地持っているかといいますと約5反です。1,500坪の土地を仮に家族で草取りをやらうとしたら、先日1反ぐらいある土地やっておられるところが8日くらいかかったそうです。それから見ると、それを自分らで自主管理するということは絶対不可能です。その上、雑草管理を業者に委託すればいいじゃないかって言われるかも分からないですけど、全く収入は入らない土地で税金は払っているんですね。その上年金生活で例えば、1反で年2回、草取りやったら大体4万円。5反あったら大体20万円なんです。20万円って言ったら年金の平均所得ですよ。1か月分を出してそこを管理するのは不可能です。ですから、今私どもは、これがもしこのまま委託してやってくれる方が亡くなった段階でもう放棄せざるを得ないんです。ほとんど高齢者ですから、私が心配しているのは近い将来大部分が耕作放棄地になる。ということは近辺の住宅や市民病院です。8階建ての市民病院の裏がキツネやタヌキやイノシシが住む森になっていくことも、何年後に止めた段階で何年後に裏がそうになっていくっていう心配があります。一方この地域は、まさに湾岸道路と県道の223号線に面しているわけです。市民病院の裏手もある。サンパークの市役所周辺の商業中心として隣接しているんで、これから宅地として利用していただいたほうがふさわしいと考えております。今後の農用地区域から除外してもらい、山陽小野田市のマスタープラン等の計画に組み入れていただいて、多目的で利用できるような支援をいただいて、山陽小野田市の発展に有効に活用していただければと希望しております。次に私どもが実際にここに何代も住んでおまして、私自身も66年この場所で住んでいます。横土手という場所がどういうふうに変わっていったら、今どれだけ便利になっているかというのを実際肌で感じて周りの人を見て、それについて御提案したいと思っております。まず一つ目は住宅の一つとして最適であるということ。先ほど言いましたように湾岸道路と県道の22

3号に面して、市民病院の裏側であることと、サンパークの商業施設や市役所、図書館、市民館、警察署、消防署等の公共施設も隣接したこともあり、住宅地として大変便利になっております。それと次は高齢者が住みやすい環境。横土手は26軒の自治会員がおりまして、後期高齢者が30人おります。そういう状況でその人たちは車も持たずに生活できているんです。ですから、この場所というのは当地域は中心街まで、例えば徒歩とか電動車で20分ぐらいで行けるんですね。それと自転車でも十分ぐらいで、市役所にもサンパークにも行きます。ですから私が思うのは、高台の団地で退職されて住んでおられる方々は家のローンは終わって、家も四、五十年ぐらいたっていると思うんですけど、これからその辺の修理費用は掛かる。それで、車を持たないと高台では生活できないんで、高台では車の維持費を捻出して年金で暮らせるというのは、ほとんどできない人たちが多い状況です。私どもが思うのはそういう人たちに横土手の周辺に安いアパート、1人2人で住めるアパート、月に5、6万円で生活できるような場所をあの地域に提供してあげれば、そういう人たちは20万円の年金で十分生活できます。車を持たずに歩いて生活できる。それとか、空き地になっているところも当然出るんですけど、そういう人たちが今まで大事に自分が守ってきた家を今度は若い人たちに住んでもらう。今、ハウスメーカーの家を土地付けて建てたとしたら、3,500万円から4,500万円ぐらい掛かります。そのローンを一生懸命みんな払っているけどそんなお金で生活できるの人はそんなにいないんですよ。そういう人たちが住んだ家をリノベーションする、リフォームしてそこに高台で車に乗って仕事をしながら生活するには十分で、家族も増えますからそういうところの家はそういう人たちに安く住んでもらって、年を取って、車が持てない人たちを私はできれば横土手に住んでいただいて、そこで歩いて生活するということは健康の条件です。横土手で生活するという事は、歩いて車椅子になっても電動車椅子で商業の中心都市に行けるほどの便利な場所なんです。是非、私は提案したいと思います。それから三つ目は若い労働者を確保するという問題。これは中小の企業を仕事柄回っているんでよく知っているん

ですが、次、ほとんどの会社が人手不足なんです。仕事はあるのにずっと人がいないから、やれない、地方のところはほとんどこういう問題を抱えています。そういうことで、若い人たちに安い収入で食べさせていける。山陽小野田市もそれが今できるという私は考えているのは、これは中小企業もたくさんありますし、立派な会社がたくさんあります。それで、今の場所、横土手にそういう人に高齢者に住んでいただくことによって、安い家が手に入るんですね。そうすれば、山陽小野田市というまちが非常に住みやすい。皆さん実感されております。ものすごく住みやすいところです。だけど、ここの中に家のローンというのが生活にすごい大きな部分を占めますので、その部分は、そういう空いた高台にある家を提供してですね。それで、労働者を山陽小野田市に入れていくということを考えればいいと思います。そうすると、県外からも山陽小野田市に住みたいと理科大の学生たちも卒業して外にでている人達を知っているんですけど、職さえあれば山陽小野田市に住みたいという人はたくさんおられるんです。私も住みやすいところだと確信しておりますけど、そのためにはそういう家を安く提供してあげて、収入が少なくても住める環境を整えてあげれば、雇用は小さい中小企業でいくらでもあります。そのためにもこの場所が生かされるというふうに考えております。それから次ですけど、私は次の段階では人口増加につながると思っているんです。やっぱり市民病院があります、その周辺にまだいくらでも土地があります。周辺に福祉施設を併設してもらえれば、高齢者の方々が、例えば体が不自由になったらそこの施設に入って、その周りにもアパートもあるというような形にしていただければ、やはりこの場所ってというのは、湾岸道路ができたこと、山陽自動車道、小野田インターができたということで、小野田インターから5分で来られるんですね。その場所であれば県内外からでも幾らでもこの場所に移ってこられる、住みやすい環境あるんです。それと五つ目に私も多分皆さん誰も気づいておられないかも分かりませんが、横土手の土手沿いの有帆川がものすごく綺麗になっております。毎日散歩しているんで分かるんですけど、昔と比べたら透明度が全く違うんです。潮が引いたときに見られたらチヌとか

が泳いでいるのが見えるぐらい綺麗になっているんです。ということは、もし仮に山陽小野田市が発展していったら、サンパーク周辺都市、市役所周辺が発展していったときに、まさに横土手はその中心にすばらしい有帆川持っているんです。この辺りは上手に活用していただいて本当に立派な将来の山陽小野田市の中心街で憩いの場所になり得るような、有帆川があるということは私は非常に誇りに思っております。皆さんも一度本当にきれいになっている有帆川を見ていただきたいと思います。以上、非常に素人的な考えで私は市の将来どう考えておられるのかも何も知らないけど、私はいろいろ仕事から日本中を出張していたんで、いろんなところ見ていますけど、そこから見た山陽小野田市とこの横土手という場所から見た小野田市を見たときにすばらしいまちだなという実感していますんで、是非、山陽小野田市の発展のために、この場所を有効に役立ててもらっていただければいいと思います。以上、長くなりましたけどよろしく申し上げます。ありがとうございました。

中村博行分科会長 市のまちづくりまで、遠大な構想を熱く語っていただきましてありがとうございました。今、参考人の皆さんから御説明がありましたので、それについてですね。委員のほうから、質疑を求めたいと思います。

藤岡修美委員 先日、旭町のときに説明させていただきましたけれども、お手元に第二次山陽小野田市総合計画の土地構想図があると思います。これが12年のまちづくりを決定づける計画ですけども、これによると、説明があった横土手地区はJR小野田駅から市民館周辺までの都市拠点の位置づけになっております。当然、市街地で発展が図られるべき土地で、総合計画でこのように位置づけられた土地の中に、農用地が残っているということ自体、これはこの高千帆地区の特徴なんですけれども、もともと農業関係の埋立干拓地で成立して集落から発展したという経緯もあるんですけど、都市計画的に土地利用を図るべき用途地域と農用地が混在しているところなんです。特にこの横土手地域は、住居系と隣の大塚

工業団地の工業系の土地に挟まれていびつな形の農地が現況としては残っていますので、この総合計画の土地構想図に基づいた土地利用をこれから考えていくべきだと思います。タイミング的には今、都市計画マスタープランを見直して、それから用途地域、農振地域の見直しかける時期なので検討すべき時期は今しかないと考えております。

河崎平男委員 一つだけお聞きしますが、この横土手の農用地が大体6ヘクタールくらいあるんですが、土地改良区の受益地に入るんですか。

高橋功参考人 水利組合長の高橋と申します。一応横土手は土地改良区に入っています。

中村博行分科会長 そうしますと、それぞれ土地改良区部のほうで田の持ち主というか、地主さんが高千帆土地改良区になるんですね。では、面積に応じた付加金というのはそれぞれ地主さんが払われているということでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

河崎平男委員 一つは現況で作付されていると思いますが、その圃場に全ての機械というのが入りますか。どういう状況なんですか。

西野敏之参考人 もう一遍ちょっと詳しく。済みません。

河崎平男委員 各6ヘクタールの農用地がある中で圃場がありますよね。農地の圃場は。すべての農地に機械が出入りできるような出入りできるような田んぼなんですか。

西野敏之参考人 横土手は二、三十年前から土地を出し合って、道路を作っております。大変便利はいいんです。お互いに土地を出し合って、大きな機械が入るようにはしてあるんです。ただ残念なことに市道が通ってないんです。

高橋功参考人 横土手の農道は2本あります。病院の両サイドの農地に1本あって、それから、病院と保健センターの間から、花屋さんからずっと農道が走っています。その2本で全体の田を動かしています。今、現状は市道という話もあったんですか、今、農道の中に横土手の下水道が走っています。病院と保健センター、医師会館の間に下水道が走っています。それをつけるときに、市道にしてくれんかって言ったけどいろいろ問題があって、結局、現状は農道として使っています。

中村博行分科会長 ほかにありますか。全部で25軒ぐらいの農家というふうにお見受けをするんですが、その中で委託でされよるといのは実際には、ほかの方が耕作をされているというふうに、厚狭の方ですかね。全全な耕作放棄地というのは、3,000坪だけですか。

西野敏之参考人 全部で22件ありまして、ただ所在地が分からない方が1、2名おられます。横土手に在籍して、土地を持っている年齢が平均が73歳です。そして横土手以外に所有されている方が80歳なんですよね。しかも、どこにおられるかということが分からん方も二、三軒あります。そんな状況でございます。それで横土手の中で所有者がまだ親とか祖母、祖父という形でずっとそのまま続いていて、その場合は分からないところが結構あるんですよね。ただ、いろいろ調べてみまして、アンケート調査で調べたんですけども、全員が農振地から外れしてくれということは事実で間違いないということでございます。

中村博行分科会長 名義の変更なんかがされてないということですか。

西野敏之参考人 名義変更をしておられない方が5軒おられます。詳しいこと言いますとプライバシーになりますので、控えさせていただきたいと思っています。

中村博行分科会長 大体、平均すると一つの補助がどのぐらいの面積になりますか。

西野敏之参考人 一反が一番小さいくらいで、大きさは4反くらいです。20年前かそういうような管理をされまして、二つを一つにして大きくされています。

中村博行分科会長 耕作はそうするとしやすいといえましょうね。

西野敏之参考人 大変しやすいけども、それがまた逆により土地と農業指定をもらったら困るわけでありまして。

岡山明副委員長 旭町の場合は、もう一つその地域のっていう状況で申請があったんですけど、横土手はこだけの地域で、これは全部、横土手の方でよその地域の方々は入っていないという状況ですか。

西野敏之参考人 今回の対象はいろいろと皆さんと話して、横土手水利組合に加入された方のみを対象としております。そういうことで御理解いただければと思っています。

西野敏之参考人 先ほど藤岡委員からの話がありましたように、私もちょっと調べてみますと素晴らしい構想があるんですね。この構想を是非とも生かしていただきたいなと思って。特にここに、医療関係を充実させるとかが書いてあるんですね。そこは市民病院のところに福祉関係のものを発展すれば、素晴らしい構想なんかということで、この構想は私どもも読まさせていただきましたけれども、本当にきれいな構想だと、そして発展する構想だと思っていますので、是非ともこの構想を十分に反映させていただければありがたいなと思っております。よろしく願いいたします。

中村博行分科会長 委員会として、もう現地も見さしていただいて慎重審査をさせていただこうと思います。そういったことで、また御回答は後日差し上げるようになるかと思いますが、それでよろしく願いいたします。

西野伸幸参考人 蛇足になるかも知りませんが、自分は物をローンで買わないという性格です。家もローンで買うものと思ってないんですね。成長期はみんな、ローンを組んでも給料が上がって食べていけたんですけど、今の生活は全くそうじゃないんですね。そうすると、2030年に空き家が、家が車を買う値段で買えると言っている人たちがいるんですね。家をローン組んで買うものではないと言っておられます。それは、いろんな地域に当てはめてもなかなかさっき言いましたように高齢者の方々が高台にたくさん家を持っておられて、若い人たちが家をまた別に買われるという構図が、じゃあそういう人たちをこちらに、まちの中で車を持たずに生活をするという地域は日本中であんまりないんですね。これが本当コンパクトシティっていうのか、ああいった言葉があると思うんですけど、山陽小野田市はこれから本当に年寄りの人たちを守りながら、若い人たちも住んでいただくためにはもうこれ以外ないと思います。ぜひ今、福祉の施設を造るのも当然、高齢者の方にあそこに住んでもらって、歩けますから、歩くっていうのは本当に健康になるんですね。だから、これは今、全国でコンパクトシティという言葉があるけど、これは本当に今実現できるまちっていうのは山陽小野田市のこの場所が今一番適していると思うんですね。是非これをやっていただいて、山陽小野田市の人口が増えるようなまちにさせていただきたいと思います。以上です。

中村博行分科会長 ありがとうございます。いろいろ農業に係る問題もたくさんありますし、皆さんおっしゃったような要望の地域も先日も旭町のほうから頂きまして、まだ山陽地区にも当然ありますので、これは十分な審査をしまして、また御回答を差し上げようと思います。またその間、

また再度この点ちょっとよく分からないからお聞きしたいということがありましたら、その辺り快く受けていただきたいというふうに考えております。本日は本当にお忙しい中、本委員会に御出席をいただきまして、貴重な御意見もいただきました。心から感謝をいたします。そういったいただきました貴重な御意見等は、今後、本委員会での審査に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。本日はどうも大変ありがとうございました。現地を見学して、そして、どういうふうな対応していくかということも多々協議をしたいというふうに考えておりますので、また日程等についてはいろいろ調整を図った中でやっていきたいというふうに考えております。それでは以上で産業建設常任委員会を終わります。

午後 1 時 3 5 分 開会

令和元年 9 月 9 日

産業建設常任委員長 中 村 博 行